

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の大学の敷地又は立命館大学びわこ・くさつキャンパスの敷地内にあるインキュベーション施設（以下「施設」という。）を賃借し、大学との連携により新たな製品開発、技術開発等の事業展開に挑む中小企業者又は中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）に対し、施設の賃借料の一部を補助し、その事業活動を支援することにより、市内での創業、事業所設置等を促し、もって本市産業の高度化と集積を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) 大企業 中小企業以外の企業をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市インキュベーション施設賃借料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に定める施設の区分に応じ、同表補助対象者の欄に掲げる中小企業者等とする。

2 補助対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 現に施設を賃借しているものであること。
- (2) 新たな製品又は技術の開発、異業種進出、高付加価値化、販路拡大等を目指して研究活動等を行う者であること。
- (3) 施設の賃貸借期間終了後、引き続き市内に事業所を設け、事業を営む予定のある者であること。
- (4) 市税等を完納していること。
- (5) 過去に第13条の規定による補助金の交付決定の取消しを受けたことがある者でないこと。

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が借り上げた施設の賃借料相当額（敷金、礼金等並びに消費税相当額及び光熱水費を除く。）とする。

(補助対象期間等)

第4条の2 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）、補助金の額（以下「補助金額」という。）等は、別表に定めるとおりとする。ただし、1事業者ごとの補助金額（月額）の限度額は、別表に定める金額又は補助対象経費の月額の2分の1に相当する額のうちいずれか少ない額とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設に係る賃貸借契約書の写し
- (2) 定款の写し（法人の場合に限る。）
- (3) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

- (4) 市税の納税証明書
- (5) 事業所市内設置誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類
(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の規定による通知には、次に掲げる交付条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等の完了後14日以内に大津市インキュベーション施設賃借料補助事業実績報告書を提出すること。
- (5) 施設退去後、引き続き事業を営む場合であって、その事業所を市外にのみ設ける場合は、交付した補助金の全額を返還すること。

3 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 賃借料の支払を確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金確定通知書（様式第13号）とする。

（交付請求書）

第12条 補助金は、次に掲げる賃借期間ごとに交付するものとする。

- (1) 4月から9月まで

(2) 10月から翌年3月まで

2 規則第18条第1項の規定又は同条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付請求書（様式第14号）とする。

3 前項の交付請求書は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに市長に提出しなければならない

(1) 第1項第1号に掲げる期間について事前交付を請求する場合 10月10日

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日

3 第2項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 賃借料の支払を確認できる書類（事前交付を請求する場合に限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市インキュベーション施設賃借料補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行し、平成16年11月分以降の賃借料に係る補助金について適用する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月分以降の賃借料に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分以降の賃借料に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第4条の2関係）

施設	事業者	補助対象期間	補助金額（月額）	1事業者ごとの 補助金額（月額）の 限度額
立命館大学B KCインキュ ベータ以外の 施設	中小企業者 等	1年目から 5年目まで	床面積1平方メートル につき640円	月額23,000円
		6年目から 10年目まで	床面積1平方メートル につき320円	月額11,500円
立命館大学B KCインキュ ベータ	みなし大企 業を除く中 小企業者等	1年目から 5年目まで	床面積1平方メートル につき320円	—
	みなし大企 業	1年目から 5年目まで	床面積1平方メートル につき640円	月額23,000円

(備考)

- 1 この表により算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 月の途中において施設の賃借を開始し、又は終了した場合におけるその月に係る補助金額は、日割計算により算定した額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 補助対象期間が6年目から10年目までの適用は、市内で施設のほかに事業所を有していない者に限る。
- 4 この表中「立命館大学BKCインキュベータ」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が所管する立命館大学連携型起業家育成施設をいう。
- 5 この表中「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有していること。
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼業する者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申 請 者）

企業・団体名

所 在 地

代 表 者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市インキュベーション施設賃借料補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的 及び内容	
賃 借 施 設 名	
交 付 申 請 額	円
補助事業の対象 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添 付 書 類	(1) 施設に係る賃貸借契約書の写し (2) 定款の写し（法人の場合に限る。） (3) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票） (4) 市税の納税証明書 (5) 事業所市内設置誓約書 (6) その他市長が必要と認める書類

交 付 申 請 額 内 訳 書

年月	室番・㎡	補助対象経費（賃借料月額）	補助金交付申請額
年 4 月			
年 5 月			
年 6 月			
年 7 月			
年 8 月			
年 9 月			
年 1 0 月			
年 1 1 月			
年 1 2 月			
年 1 月			
年 2 月			
年 3 月			
合 計			

様式第 2 号（第 6 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容又は経費の変更をする場合は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等を中止又は廃止する場合は、大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等の完了後 1 4 日以内に大津市インキュベーション施設賃借料補助事業実績報告書を提出すること。 (5) 施設退去後、引き続き事業を営む場合であって、その事業所を市外にのみ設ける場合は、交付した補助金の全額を返還すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第 3 号（第 6 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的 及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定 した理由	

様式第 4 号（第 7 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申 請 者）

企業・団体名

所 在 地

代 表 者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	
添 付 書 類	

様式第 7 号（第 8 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申 請 者）

企業・団体名

所 在 地

代 表 者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第 9 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	

様式第 1 0 号（第 9 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申 請 者）

企業・団体名

所 在 地

代 表 者

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助事業の対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	(1) 賃借料の支払を確認できる書類 (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助事業について、次のとおり大津市インキュベーション施設賃借料補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付確定金額	円

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

(申 請 者)
企業・団体名
所 在 地
代 表 者 ⑨

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市インキュベーション施設賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則 { 第 1 8 条第 1 項の規定
第 1 8 条第 2 項の規定 } により次のとおり { 交付
事前交付 } 請求します。

補 助 年 度		年度
補助事業の名称		
交付 { 決定 確定 } 金額		円
補助金を事前交付請求する理由（事前交付を請求する場合に限る。）		
補助金の既交付金額		円
交付請求金額		円
振込先 金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 書 類		

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市インキュベーション施設賃借料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第 1 6 号（第 1 4 条関係）

大津市インキュベーション施設賃借料補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市インキュベーション施設
賃借料補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を
請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項
の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないとき
は、延滞金を納付しなければなりません。